

賃金引き上げの支援策

佐賀労働局は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

事業主の皆さまの様々なニーズに応じて活用いただける助成金をご案内します

業務改善助成金 **令和7年9月から制度を拡充！（詳しくは次のページ）**

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度等**（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や**雇用環境の整備**（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

このほか、より高い処遇への労働移動等への支援（4コース）もあります

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



助成金の活用のご相談は

佐賀働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業）

（受託実施機関：全国社会保険労務士会連合会）をご利用ください  

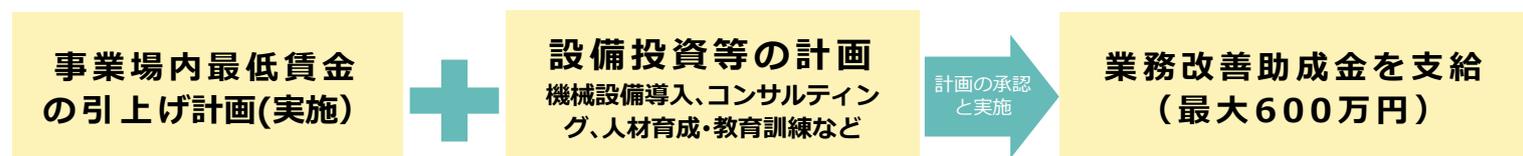
電話番号：**0120-610-464**（受付時間 平日 9:00~17:00）

相談
無料

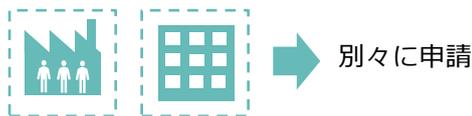


業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。



対象事業者・申請の単位



- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **<拡充> 事業場内最低賃金が改定後の佐賀県最低賃金(1,030円)未満であること**
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がないこと**
- ・ 事業場ごとに申請すること（事業主単位での申請上限額は600万円）
- ・ **<拡充> 令和7年9月5日から11月20日までに賃金引き上げを実施していれば、賃上げ後の申請が可能**

申請期限等		助成率	
申請期限	令和7年11月20日(木)	事業場内最低賃金 1,000円未満	4/5
事業完了期限	令和8年1月31日(土)	1,000円以上	3/4

助成上限額	
コース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。
なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

助成対象経費 **(交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません)**

助成対象経費	一般事業者	特例事業者(②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、**業務改善助成金コールセンター** までお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は **佐賀労働局 雇用環境・均等室** です

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

助成額(引き上げた労働者1人当たり)

	中小企業の場合	大企業の場合
3%以上4%未満	4万円	2.6万円
4%以上5%未満	5万円	3.3万円
5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円
6%以上	7万円	4.6万円

※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算

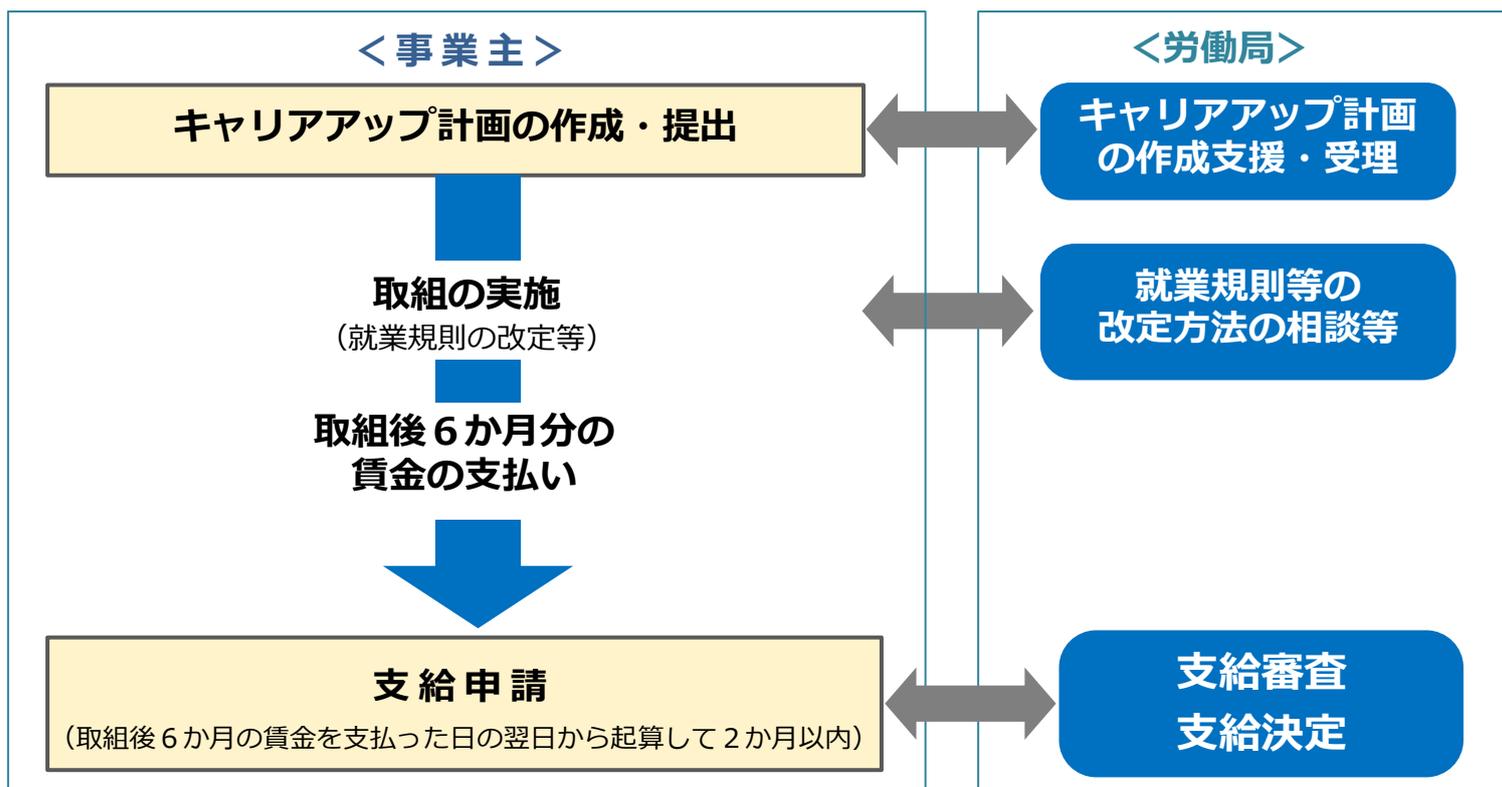
1事業所当たり20万円(大企業の場合15万円)

※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算

1事業所当たり20万円(大企業の場合15万円)

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

賃金規定等改定の実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。**



お問い合わせ

詳しくは、**佐賀労働局職業対策課(助成金担当)** までお問い合わせください。

電話番号 : 0952-32-7173

パンフレット、申請様式等は厚生労働省ホームページに掲載しています。

キャリアアップ助成金

検索

計画の提出(支給申請)は**佐賀労働局 職業対策課(助成金担当)**です

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース名		主な成果目標と助成上限額	対象となる取組	助成率
業種別 課題 対応 コース	建設事業	○36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月60H以下 → 250万円 (4事業共通) ○新規に年休の計画的付与制度の整備 → 25万円 (4事業共通) ○新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整備 → 25万円 (4事業共通) ○新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 → 150万円 など 合計 470万円	労働時間短縮 や生産性向上に 向けた取組 ①就業規則の 作成・変更 ②労務管理担 当者・労働者へ の研修(業務 研修を含む) ③外部専門家による コンサルティング ④労務管理用 機器等の導入・ 更新 ⑤労働能率の 増進に資する設 備・機器の導 入・更新	費用の3/4 を助成 事業場規模 30名以下か つ労働能率 の増進に資 する設備・機 器等の経費 が30万円を 超える場合 は4/5を助 成
	自動車運転の 業務	○新規に10H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 → 170万円 など 合計 550万円		
	医業に従事す る医師	○医師の働き方改革推進に関する取組 → 170万円 ○新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 → 150万円 など 合計 520万円		
	その他の事業 (情報通信業、 宿泊業)	○新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 → 150万円 など 合計 450万円		
労働時間短縮・年休促進 支援コース		○36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月60H以下 → 150万円 ○新規に年休の計画的付与制度の整備 → 25万円 ○新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整備 → 25万円 合計 200万円		
勤務間インターバル導入 コース		○新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 → 120万円 、9～11H → 100万円		
ほかに 団体推進コース があります				
※賃上げ加算制度あり(団体推進コースを除く) 賃上げした労働者数に応じて、助成金の上限額を加算(常時使用労働者数が30人以下は加算額が2倍) 3%以上引上げ: 6万円～最大60万円 5%以上引上げ: 24万円～最大240万円 7%以上引上げ: 36万円～最大360万円				
申請期限等		交付申請期限 : 令和7年11月28日(金) 事業実施期限 : 令和8年1月30日(金) 支給申請期限 : 令和8年2月6日(金)		

お問い合わせ

ご不明な点は、佐賀労働局 雇用環境・均等室 までお問い合わせください。

電話番号 : 0952-32-7218

交付申請書等の提出先は 佐賀労働局 雇用環境・均等室 です

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

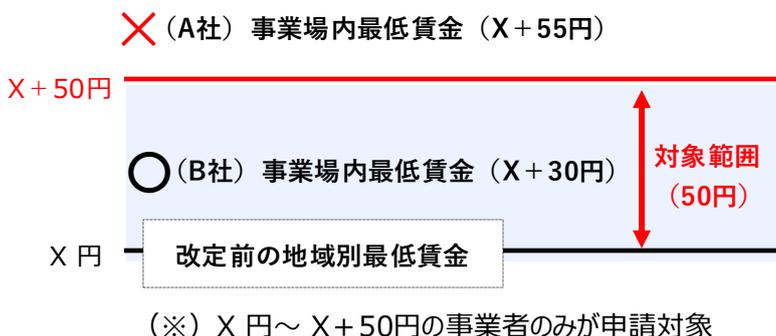
また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引き上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

従来

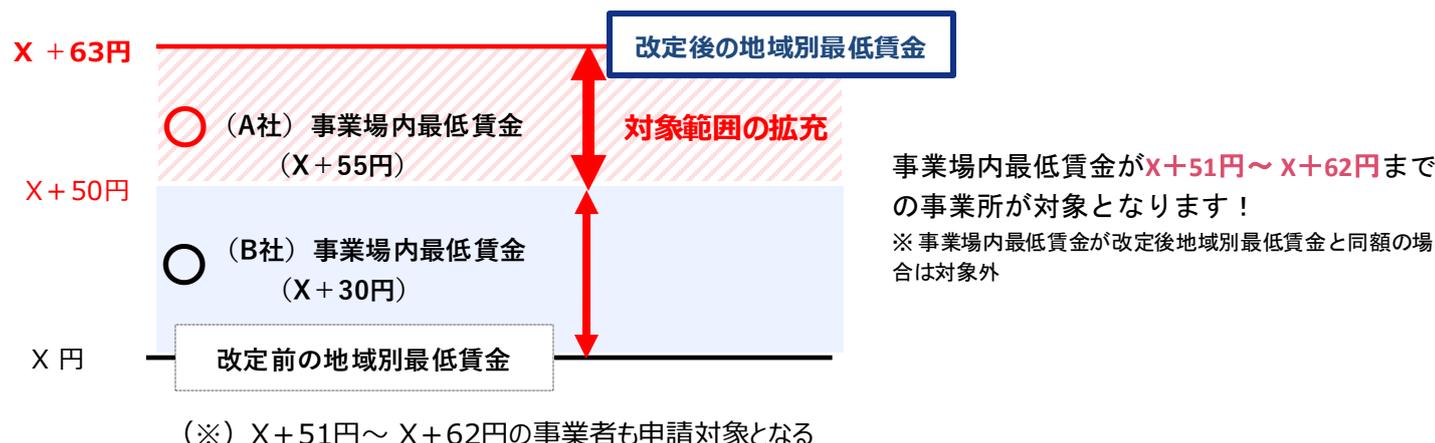
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象



拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



② 賃金引上げ後の申請

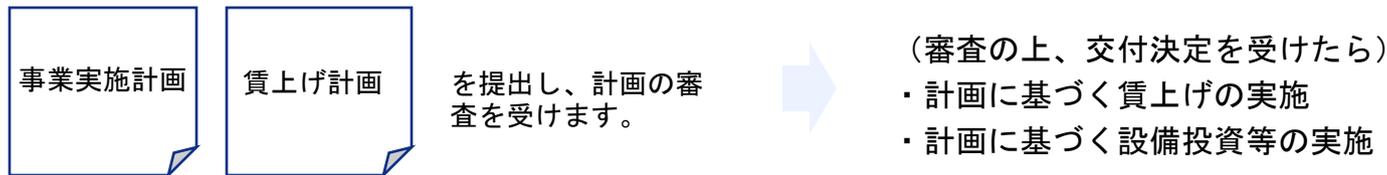
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



拡充

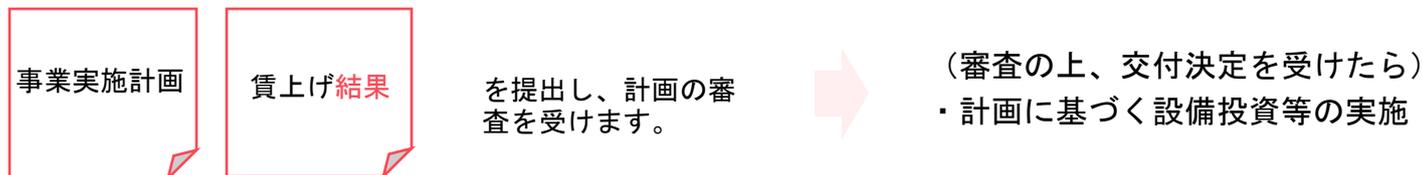
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで（※）に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ**結果**
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

佐賀県業務改善サポート補助金

佐賀県の補助金
事業者
を応援

最大 **200**万円を県が上乗せ!

国の業務改善助成金に県が上乗せの補助を行い、事業者の皆さまの生産性向上・賃上げの取り組みを支援します!

佐賀県業務改善サポート補助金の計算方法

設備投資等に要した費用

(例)

- 顧客・在庫等管理システムの導入による業務効率化
- 店舗改装による配膳時間の短縮

×

(補助率)

引上げ前 最低賃金	国補助率	県補助率
1000円未満	4/5	1/5
1000円以上	3/4	1/4

=

実質負担なし!

設備投資等に
要した費用
×
国+県の補助率
10/10

※以下の上限額を超える場合は一部負担あり

(上限額) 事業場規模：30人未満の事業者

最低賃金 引上げ額	引上げ 労働者数	国助成 上限額 (千円)	県助成上限額(千円)	
			県の補助率 1/5	県の補助率 1/4
30円以上	1人	600	150	200
	2~3人	900	225	300
	4~6人	1,000	250	333
	7人以上	1,200	300	400
	10人以上*	1,300	325	433
45円以上	1人	800	200	266
	2~3人	1,100	275	366
	4~6人	1,400	350	466
	7人以上	1,600	400	533
	10人以上*	1,800	450	600
60円以上	1人	1,100	275	366
	2~3人	1,600	400	533
	4~6人	1,900	475	633
	7人以上	2,300	575	766
	10人以上*	3,000	750	1,000
90円以上	1人	1,700	425	566
	2~3人	2,400	600	800
	4~6人	2,900	725	966
	7人以上	4,500	1,125	1,500
	10人以上*	6,000	1,500	2,000

事業場規模：30人以上の事業者

最低賃金 引上げ額	引上げ 労働者数	国助成 上限額 (千円)	県助成上限額(千円)	
			県の補助率 1/5	県の補助率 1/4
30円以上	1人	300	75	100
	2~3人	500	125	166
	4~6人	700	175	233
	7人以上	1,000	250	333
	10人以上*	1,200	300	400
45円以上	1人	450	112	150
	2~3人	700	175	233
	4~6人	1,000	250	333
	7人以上	1,500	375	500
	10人以上*	1,800	450	600
60円以上	1人	600	150	200
	2~3人	900	225	300
	4~6人	1,500	375	500
	7人以上	2,300	575	766
	10人以上*	3,000	750	1,000
90円以上	1人	900	225	300
	2~3人	1,500	375	500
	4~6人	2,700	675	900
	7人以上	4,500	1,125	1,500
	10人以上*	6,000	1,500	2,000

◆補助対象者 県内中小企業者等が、令和7年4月14日以降に佐賀労働局へ「業務改善助成金」の交付申請を行い、令和8年1月31日までに交付額確定及び支給決定通知書を受けた者

申請受付期間

令和7年5月1日(木) ~ 令和8年2月10日(火) 必着

※詳細決定次第、佐賀県産業イノベーションセンターHP等でお知らせします。

※受付期間内であっても、補助金交付決定額の総額が予算上限に達した場合は、受付を終了します。

◆お問い合わせ先及び申請書提出先◆ (事業の実施者)

佐賀県産業イノベーションセンター 補助金事務局

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114 ☎0952-37-1688

佐賀県産業イノベーションセンター

<https://www.infosaga.or.jp>

[/news/000193.php](https://www.infosaga.or.jp/news/000193.php)



佐賀型賃金UP
支援チーム事務局

補助金の使い方・申請書の書き方など、何でも
ご相談ください! ☎0952-97-8135

相談
無料

令和7年4月24日

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE 1

株式会社ゆめの樹 洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名



CASE 2

栄研化学株式会社 医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区
- 従業員数：708名、連結754名（2023年3月31日現在）



CASE 3

南九施設株式会社 造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：鹿児島県鹿児島市
- 従業員数：19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら





中小企業事業主等の皆様へ

働き方改革

お悩みに寄り添います

Q カスハラ
の対応をしたい!

A 対応をご説明
しましょうか



Q 人手不足を
解消したい!

A 人材育成研修を
しませんか



Q 残業のない
働き方を知りたい!

A 好事例と法制度を
ご案内しましょうか



Q 補助金・助成金
を利用したい!

A ご案内
します



補助金(中小企業庁)

助成金(厚労省)



Q 社員研修を
したい!

A 資料提供や講師を
しましょうか

働き方改革に関する様々な課題に**社会保険労務士**がお答えします。

佐賀産業保健総合支援センター



佐賀県よろず支援拠点



とも連携!

ご利用
いただける
サービス



電話相談



メール相談



来所・訪問相談



セミナー
社員研修

相談無料

秘密厳守

佐賀働き方改革推進支援センター

HP▶



〒840-0843

佐賀市川原町8番7号 平和会館1階

MAP▶



開所時間 平日 9:00~17:00 ※年末年始を除く

E-mail saga@workstylereform.net

TEL 070-3392-5560

令和7年6月5日からの電話・FAX番号

TEL 0120-610-464 (R7.6.5~)

FAX 0952-20-1541 (R7.6.5~)

受託実施機関



全国社会保険労務士会連合会

お申し込みは
裏面へ

社会保険労務士による無料相談・訪問支援申込票

佐賀働き方改革
推進支援センター宛FAX：0952-20-1541 (R7.6.5～)
MAIL：saga@workstylereform.net

メール▶



申込日： 年 月 日

会社名 事業所名		代表者名	
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
住所	〒 -		
担当部署/役職	/	氏名	
電話番号	() -	FAX番号	() -
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@
相談希望日時	<input type="checkbox"/> 希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から		<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望
相談方法 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 会社・事業所へ訪問 <input type="checkbox"/> センターへ来所 <input type="checkbox"/> ZOOMなどによるオンライン相談		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引上げ <input type="checkbox"/> 助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 人材確保・人材育成 <input type="checkbox"/> テレワーク・副業・兼業 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度(評価制度) <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 労働時間管理(時間外労働 他) <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 36協定・就業規則見直し <input type="checkbox"/> 高齢者活用、女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> ハラスメント防止対策 <input type="checkbox"/> しわ寄せ防止 <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法への対応全般 <input type="checkbox"/> 仕事と育児・介護の両立支援(くるみん等)		
	<input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> Facebook ページを見て <input type="checkbox"/> 市町等のその他団体 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。